7　（略）

8　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注９、注11及び６の注３の⑴において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注９において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注９において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注９において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（ニの⑴又は⑵を算定する場合にあっては、注２の２の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴	理学療法士等を配置する場合	
㈠	利用定員が30人以下の場合	70単位
㈡	利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位
㈢	利用定員が41人以上50人以下の場合	46単位
㈣	利用定員が51人以上60人以下の場合	38単位
㈤	利用定員が61人以上70人以下の場合	32単位
㈥	利用定員が71人以上80人以下の場合	28単位
㈦	利用定員が81人以上の場合	25単位

ニ　主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

⑴	利用定員が10人以下の場合	205単位
⑵	利用定員が11人以上20人以下の場合	102単位
⑶	利用定員が21人以上の場合	68単位

ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴	利用定員が５人の場合	410単位
⑵	利用定員が６人の場合	342単位
⑶	利用定員が７人の場合	293単位
⑷	利用定員が８人の場合	256単位
⑸	利用定員が９人の場合	228単位
⑹	利用定員が10人の場合	205単位
⑺	利用定員が11人以上の場合	102単位

7　（略）

8　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。６の注３の⑴において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注８において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注８において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、注２の２の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を２以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のホを算定している場合は、算定しない。

（新設）

（新設）